

令和7年12月1日
八女市議会議員 川口誠二

会派（市民クラブ）行政視察報告書

1. 日時 令和7年11月17日（月）～18日（火）
 2. 視察先 高知県梶原町 空き家対策
高知県佐川町 インクルーシブ遊具の導入事例
 3. 視察報告
- 1) 梶原町

梶原町は、高知県の西北部、愛媛県と県境のまちで、人口3,034人、高齢化率48.02%、森林面積が91%で、56ノ集落が存在し、それぞれに部落代表を置き、集落の道路や河川清掃といった奉仕活動や地域の祭り事といった行事が行われている。その集落を包括する組織として「区」と称する住民自治組織が存在し、集落と集落を有機的に結びつけるなど、住民を代表する組織として重要な役割を担っている。その代表に「区長」を置き、自主防災組織の活動や健康づくりといった活動が行われている。

地域資源（空き家）を生かし、人口減少に立ち向かう

集落・地域を構成する重要な要素であり、人が生きていくための「衣食住」を満たす場所であるため、地域にある空き家の資源を有効活用し、移住・定住者の受け皿づくりを進め、地域の活性化・集落の維持のための取り組みが行われている。

中山間地域では、人口減少・若者流出により空き家が増える一方で、都会に住み人たちは「田舎で暮らしたい」という新たな生活志向が高まり、都会から田舎に移り住む人が増えてきている。

梶原町では、空き家を「地域資源」と位置づけ、平成25年度から「空き家活用促進事業」が実施されている。

空き家活用促進事業

空き家活用住宅とは

町内にある空き家のうち、所有者から借り上げた住宅を整備し、町が管理運営を行い、移住者・定住者等に賃料25,000円/月で使用させる住宅。

借り上げを対象とする空き家住宅とは

人の住んでいない1戸建ての住宅 所有者が改修することを承諾したもの

所有者が転貸することを承諾したもの 改修経費が限度額以下のもの

改修の種類及び限度額

改修は、台所・浴槽・トイレ、いわゆる水場を基本とする

所有者と町の借り上げ期間 12年

改修費

昭和57年以降に建築された住宅（耐震改修が不要） 改修費 7,250千円を限度
昭和56年以前に建築された住宅（耐震改修が必要） 改修費 8,450千円を限度
設計管理費 845千円

財源の内訳

国 空き家対策総合支援事業補助金 事業費の1/2
県 高知県住宅耐震化促進事業費補助金 事業費の1/4
町 事業費の1/4
所有者負担 無

借り上げ期間

所有者と町の契約期間は、10年もしくは12年 無償借上 契約期間終了後、所有者に返還

移住定住 住環境への支援

空き家活用

- ・移住定住者支援住宅 利用料 25,000円/月（一年毎に契約）
- 公共施設活用（旧越知面幼稚園）各クラスを部屋として整備
- ・シェアハウス（お試し）利用料 10,000円/月+光熱水費
主に夏休み、冬休みの期間に利用されている（最長1年）

移住定住コーディネーター（1名）を配置（相談窓口）

移住定住を希望されている方、移住されている方々の様々な不安や心配事解消に向けて、町、各区、企業、各種団体、住民などと連携して、地域情報の提供や移住・定住者の身近で相談活動等が行われている。

（活動内容）

- ・移住定住に関する相談、アドバイス
- ・空き家情報の収集及び提供、空き家改修の促進
- ・仕事に関する情報の収集及び提供
- ・地域の情報提供及び案内
- ・移住された後の相談、アドバイス等のフォローアップ

移住者の状況（R7.1月末現在）

空き家 移住定住者支援住宅 47戸 107人

空き家 紹介住宅 8戸 16人

移住定住促進住宅（飯母） 5戸 8人

移住定住雇用促進住宅（竹の藪） 23戸 25人

町営住宅 9戸 29人

持ち家住宅（新築・購入） 14戸 39人

計 106戸 224人となっている

ちなみに、18歳以上 161人（平均年齢 44.7歳）

18歳未満 63人（平均年齢 7.7歳）

なぜ！ 梶原町を選んだのか？ 移住者アンケート

- ・住む家が見つかった
- ・自然の豊かさが魅力的（環境モデル都市）
- ・町の中心だけでなく周辺の里山も手入れされていて景観が美しい
- ・子どもを育てる環境にぴったりだと思った
- ・住んだこともないのに懐かしさを感じた
- ・コーディネーターの丁寧な説明が好感だった
- ・梶原町の様々な施策や取り組みに惹かれた
- ・仕事に魅力を感じた
- ・農業（自然農法ができるのが魅力的だと思った
- ・町民に自立の精神が感じられる
- ・町の財政などの公開度が高く、町民の政治に関する関心度が高い

※移住者において雇用の場は重要でありながらも、もっと重要な要素は「家・住環境」
「子育て環境」であることがわかった。

研修を終えて

梶原町では、人も物も自然も地域資源としてフルに活用し、共生と循環、成果をおさめる仕組みをつくることを基本とし、地域の課題解決に向けてこれまで各種施策を地道に積み上げられてきている。そのことが徐々に成果として表面化してきている。

八女市でも、住民自らが風土や文化を見つめ直し、「八女市で暮らし続けたい」という願いを叶えるためにも議会、行政が一体となって取り組んで行かなければならない。

2) 佐川町

佐川町は高知県の中西部に位置し、高知市から約27キロメートル、車で1時間圏内の距離にあり、総面積は約101km²、周囲には越知町、津野町、須崎市、土佐市、日高村の

5市町村に囲まれている。人口は、11,568人 世帯数5,835戸（2025年11月1日時点）となっている。特に、若年層の町外流出による人口減少で少子高齢化は年々進行しており、自治会などの地域活動を支える担い手が不足し、地域の活力が失われつつある。また、主要産業である農業・商工業についても後継者不足が続いており、事業承継や担い手の育成が喫緊の課題となっている。

佐川町 道の駅

佐川町を全国へ売り出す広報・PRの拠点として「道の駅」を位置づけ、観光による経済効果と人の交流が町内全域へ及ぶよう、地域一体となって取り組まれた。また同時に、総合戦略では、本町出身の牧野富太郎博士がかつて愛したように、町民みんなで植物を愛し、そだてるを楽しむまちづくり「植物のまち」を佐川町の代表ブランドとしてシティープロモーションを推進することとしている。

道の駅はこれらの取組の「芽」となり、やがて「花」を咲かせ、幸せの輪が「根」を張るように徐々に広がっていくように、自然と一体となった道の駅から広がるまちづくりが進められている。

道の駅の 目的

3つの視点（モノづくり、ヒトづくり、コトづくり）

- ・地元産消費商品販売拠点として整備し、商品開発 磨き上げによる生産者 事業者の所得向上と人材育成 <モノ>
- ・販売や飲食施設、公園、各種体験施設を通じた地域の憩いの場として、人と人が出合いつながるよう、町内外の交流の促進 <ヒト>
- ・地域公共交通も活用し、観光案内施設として町内外への経済効果を波及させる拠点 <コト>

まきのさんの道の駅 佐川 が誕生 令和5年6月25日オープン

まきのさんの公園 令和5年3月30日オープン

遊具公園検討委員会

公園全体プラン（機能、役割）の検討

集客性（集客力のある遊具の設置） インクルーシブ（誰でも楽しめる）

独自性（ここにしかない）

※インクルーシブ遊具とは

インクルーシブ遊具とは、年齢や障害の有無、発達の度合いにかかわらず、すべ

ての子どもたちが一緒に遊べるように工夫された遊具のこと。遊びを通じて、お互いを理解し、尊重する心を育むことができる。

提案のあった公園全体計画の検討比較

インクルーシブの要素が不足している 公園の近くにトイレが必要ではないか
幼児用のスペースがない 集客性のある遊具として「ふわふわドーム」は設置する
土地の起伏を活かした構造があるほうが楽しい 工期や予算などの制約にとらわれ
すぎないほうが良いのではないかと 予算を増額する見直しはできないか

遊具公園の全体計画（最終提案の報告）

インクルーシブ遊具の決定 乳幼児用遊具及び健康遊具の設置 児童用複合遊具に
佐川町らしいシンボルマークを検討 暑さ対策のミストシャワー設置の検討

道の駅・遊具公園・おもちゃ美術館 事業費財源内訳

総事業費：約 19 億 3,800 万円（国交省+佐川町）

国交省：5 億 7,000 万円 佐川町：約 13 億 6,800 万円

主な財源

農山漁村振興交付金（農水省） 産業振興推進総合支援事業（高知県）

地方創世拠点整備交付金（内閣府） 地域観光推進交付金（高知県）

地域振興対策交付金（高知県）

辺地債（80%交付税措置） 一般財源（2～3 億円程度）

運営体制の検討

直営＝直営方式	デメリット：	民間のノウハウが活用しにくくコストの縮減は望めない 町がすべてのリスクを負担する
	メリット：	行政の意向を直接反映できる
委託＝第三セクター	デメリット：	町がすべてのリスクを負担する 委託範囲内のみ民間のノウハウが活用できる
	メリット：	委託の範囲内において民間のノウハウが活用できコストの縮減が多少期待できる 行政の意向を反映しやすい

指定管理＝第三セクター メリット： 委託業務の範囲内において民間のノウハウが活用されコストの削減が一定程度期待できる

運営・維持管理については、条例に定められた管理等を代行するものでリスクを分担できる

設置目的に沿った範囲で自主事業実施等もでき民間のノウハウが活用できる

行政意向を反映しやすい

以上 検討の結果 指定管理第三セクター方式が年間 2500 万円の委託料で契約されている。

防災拠点機能

近年大地震等の大規模災害時には全国の道の駅が拠点施設として活用されている事例を踏まえ、本町の道の駅も防災拠点としての機能が付加されている。

まず、災害応急対応の段階を想定し、道路利用者や周辺住民の緊急一時避難場所としての機能（貯水槽や非常用電源の確保）や、「町内全域への救援物資の保管機能（食料、生活日用品等の防災備蓄倉庫）の整備について管理運営組織との連携も含め検討が行われている。

また、復旧対応の段階では、広大な敷地の一部活用と国道 33 号に隣接した立地条件を生かし、警察・消防・自衛隊の広域活動拠点や救援物資の中継等を行う「防災道の駅」制度について、今後の国・県からの設置要請や制度の動向も踏まえ、霧生関防災拠点施設の既定の位置づけを基に検討が行われている。

防災道の駅とは

「防災道の駅」とは、国土交通省によって選定された、災害時に広域的な防災拠点となる道の駅。選定される道の駅は、都道府県の地域防災計画において、広域防災拠点として位置づけられている。

防災道の駅の役割

- ・広域的な救援活動の拠点：自衛隊、警察、テックフォース（緊急時に技術的な支援を行う専門家チームのこと）などの救援部隊の活動拠点や宿泊地となる。能登半島地震では、「のと里山空港」が活動の拠点となった。

- ・緊急物資の供給拠点：被災地への緊急物資の輸送・供給の拠点となる。
- ・避難者支援：避難所として活用されたり、断水時の入浴施設も無料利用、地域住民への生活用水供給などを行う。
- ・情報提供：被災地の情報や、道路の復旧情報の提供。
- ・復旧・復興活動の支援：仮設住宅の設置場所の提供や被災地での雇用創出など、地域復興にも貢献。

研修を終えて

「まきさんの道の駅佐川」の建設にあたっては、佐川町の歴史・文化、産業構造（農業・林業・商工業・観光）、交通、防災といった観点から整備が進められている。

さらに、ドライバーが気軽に立ち寄ることのできる環境を整備し、施設前面の道路（国道 33 号）通行者の誘客が図られている。あわせて、子どもから高齢者までの幅広い客層が同伴すると想定される、30 歳から 40 歳代で長時間滞在することを目的としたファミリー層、女性層をターゲットとされている。

また、佐川町の「ごちそう」を活かした飽きのこない事業を展開され、リピーターの獲得を目指すとともに、ソーシャルネットワークの活用により、若者を中心とした潜在的顧客の開拓につなげられている。

具体的には、「道の駅」と併設された「おもちゃ美術館」「遊具公園（インクルーシブ公園）」が有機的に活用されており、町内外から多くの来客があっている。

さらに今後、防災道の駅選定の取り組みが進められようとしており、八女市においても既存の施設を活用し、あらゆる角度から検討を重ね、有効活用ができる施設の整備が必要であり大変参考になった。